令和7年度予算編成方針

第1 経済情勢と国の動向

内閣府が公表した9月の月例経済報告によれば、わが国では、個人消費は、一部に足踏みが残るものの、このところ持ち直しの動きが見られるほか、企業収益は総じてみれば改善している。また、輸出はおおむね横ばいとなっているものの、設備投資や生産は、持ち直しの動きが見られ、景気は、一部に足踏みが残るものの、このところ持ち直しの動きがみられているとの判断がなされている。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されているが、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があると指摘している。

また、政策の基本的態度として、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」 及びその裏付けとなる令和5年度補正予算並びに令和6年度予算を迅速かつ着 実に執行するとともに、足元の物価動向の中、年金生活世帯や中小企業にとっ ては厳しい状況が続いており、まずは、早急に着手可能で即効性のある対策を 講じることとしている。

こうした中、国は、令和7年度予算の概算要求に当たり、「経済財政運営と改革の基本方針2024」において、我が国経済は、現在、デフレから完全に脱却し、成長型の経済を実現させる千載一遇の歴史的チャンスを迎えており、本年の春季労使交渉では、1991年以来33年ぶりの高水準の賃上げを実現し、足元の企業の設備投資は史上最高の水準にあり、こうした前向きな動きを中小企業・地方経済等でも実現し、二度とデフレに戻らせることなく、「コストカット」が続いてきた日本経済を成長型の新たなステージへと移行させていくことが、経済財政運営における最重要課題となっている。

こうした経済環境の下、当面の経済財政運営については、春季労使交渉による 賃上げの流れを中小企業・小規模事業者、地方等でも実現し、医療・介護など、 公的価格に基づく賃金の引上げ、最低賃金の引上げを実行する。その上で、定額 減税により、家計所得の伸びが物価上昇を上回る状況を確実に作り出すこととし ている。あわせて、来年以降に物価上昇を上回る賃金上昇が定着することを目指 し、持続的・構造的な賃上げの実現に向けた三位一体の労働市場改革、生産性向 上に向けた国内投資の拡大等を通じて、潜在成長率の引上げに取り組むこととし ている。

このため、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」及びそれを具体化する令和5年度補正予算並びに令和6年度予算及び関連する施策を迅速かつ着実に執行

することになっている。

第2 地方財政の現状と課題

総務省が8月30日に公表した「令和7年度の地方財政の課題」の中では、

「経済財政運営と改革の基本方針2024」等を踏まえ、地方団体が、DX・GXの推進、人への投資、地方への人の流れの強化、能登半島地震の教訓を踏まえた防災・減災の取組の強化、こども・子育て支援や地域医療の確保など、地域経済の好循環や持続可能な地域社会の実現等に取り組むことができるよう、安定的な税財政基盤の確保を図る必要があることが挙げられている。

また、地方の一般財源総額の確保に関して、社会保障関係費や人件費の増加が 見込まれる中、地方団体が、上記に掲げた重要課題に対応しつつ、行政サービス を安定的に提供できるよう、「経済・財政新生計画」等を踏まえ、経済・物価動 向等に配慮しながら、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般 財源の総額について、令和6年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に 同水準を確保することとしている。こども・子育て政策については、国と地方が 車の両輪となって取り組むことができるよう、「こども未来戦略」等を踏まえ、 引き続き地方財源を適切に確保する。また、地方交付税については、極めて厳し い地方財政の現状等を踏まえ、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が 適切に発揮されるよう、総額を適切に確保するとともに、臨時財政対策債の発行 を抑制する等の方針が示された。

本市においても、こうした地方財政を巡る動向や今日的な課題を的確に踏まえながら、将来にわたり持続可能な財政運営体制の構築を図っていく必要がある。

第3 本市財政の現状と見通し

本市の財政状況は、令和5年度決算では財政健全化法に規定する健全化判断比率である実質公債費比率が、11.7%(前年度比0.2%増)となったものの、将来負担比率は、△98.3%(前年度比3.9%減)となるなど、財政健全化策に沿った種々の取組によって一定の成果が表れてきている。一方、経常的経費総額は昨年度より増額となっており、財政構造の硬直化を示す経常収支比率は97.6%と依然として高い水準にあり、極めて厳しい状況に直面していることから、より一層の事務・事業の見直しを行っていく必要がある。

今後の見通しとしては、歳入面では、景気について、緩やかに回復の見込みはあるものの、人口減少に伴う普通交付税の減少等、一般財源の減少は避けられない状況である。歳出面では、少子高齢化の進行に伴う社会保障関係経費の増加に加えて、防災・減災対策、学校などの教育施設の整備のほか、更新時期を迎えている公共施設の統廃合や長寿命化対策に要する経費の増大などが予想され、さら

にはエネルギー価格をはじめとする物価の高騰の影響により、今後、需用費や普通建設事業費等の高騰が予想されるなど、歳出規模の縮減が難しい状況にある。

令和7年度の一般会計予算では、財政調整基金を12億円取り崩すことや特定 目的基金を約20億円取り崩す等により収支の均衡を図ることとしている。

なお、財政調整基金残高は、平成28年度末(約75億円)をピークに減少に 転じており、今年度末には当初予算ベースで約32億円となる見込みである。

こうした状況の中、令和7年度予算の編成においては、歳入の減少及び義務的 経費等の増大などが見込まれるため、現段階では、本年度を上回る財源不足が生 じることが予想され、近い将来、基金が枯渇する状況にある。

このため、事務・事業全般における施策の優先順位を洗い直し、選択と集中及び効率化を徹底するとともに、義務的経費を含めた経費全般の縮減に努めることで、財政健全化策の着実な実施はもちろんのこと、地方創生と人口減少対策、公共施設の再編など、さまざまな課題に対し、的確な対応を図りながら、将来にわたって自立的、安定的な行財政運営の実現に向けて、全庁一丸となって改革の歩みをさらに加速させていく必要がある。

第4 予算編成方針

1 重点施策

令和5年度に策定した「第2次さぬき市総合計画後期基本計画」の重点プロジェクトである「守り つなぎ 進化させるプロジェクト」、「共に創る協働のまちづくりプロジェクト」を推進し、実現させていくことによって、市全体として「一つ上の質の良さ」を目指し、次の6つの基本目標ごとに定めた40の基本施策の着実な推進を図るため主要施策に盛り込む具体的取組を推進する。

- I 活力にあふれ、いきいきと暮らせるまち
- Ⅱ 安全、安心、快適に暮らせるまち
- Ⅲ 健全な心身と思いやりを育むまち
- Ⅳ 学ぶ意欲と豊かな心を育むまち
- V 人と地球にやさしいまち
- VI 市民協働による、持続可能な自主自律のまち

また、「人口減少対策」については、現在策定中の「第3期さぬき市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、「仕事」、「さぬき市への人の流れ」、「結婚・出産・子育て」及び「安心・安全」をキーワードとして全庁横断的に進めていくこととする。

2 基本方針

重点施策をはじめとして、市民生活の充実及び向上につながる政策の実現と

持続可能な行財政運営の両立を図ることを2つの柱として、令和7年度予算を 編成する。

予算要求に当たっては、現在の市民ニーズと将来に向かって市が目指すべき 方向性を考慮した課題の解決を図っていくことを前提として、全ての施策及び 事業内容並びに経費を精査した上で、予算の立案を行うことする。

その際には、「選択と集中」によって、予算の重点化による優先的な課題解決といった点に十分留意するとともに、今後一層厳しい財政状況となることを念頭に置いて、無駄を排除し、徹底した効率化を図り、「最少の経費で最大の効果を得る」ことができるよう努めることで、財源の節減を図ることとする。

なお、予算規模については、国の予算編成の動向等を見極めながら今後の編成過程の中で決定していくが、さらに財源の縮小が想定される将来の姿により近づけるため、現時点における経常的調達可能財源の範囲内において、本年度よりも充当一般財源総額の確実な抑制が図られるよう、特に留意する。

また、市債については、残高を削減する方針とともに、経常収支比率抑制の 観点から、償還に伴う地方交付税措置が無い事業債に極力頼ることがないよう、 効果的な活用に努めるものとする。

以下、予算編成作業において、特に留意すべき事項を定める。

(1)総合計画等との整合性及び事務事業の重点化

令和7年度は、「第2次さぬき市総合計画後期基本計画」の3年目となることから、まちの将来像「自然豊かで人いきいき 笑顔あふれて快適に みんなで暮らす ふるさとさぬき」の実現に向けたまちづくりの基本目標や主要施策に盛り込む取組内容、及び現在策定中の「第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の取組内容との整合性に留意し、目標達成につながる予算内容とするとともに、多額の財源不足が生じている財政状況を勘案し、今後のまちづくりに真に必要であって、喫緊の課題に対し効果的な施策への重点化を行うこと。

(2)ゼロベースからの再構築

前例踏襲による考え方を改め、全ての事務事業についてゼロベースから予算の再点検を図り、市民のための効果的な施策が将来にわたって推進できるよう、市民目線、経営感覚を持った新たな視点で施策の再構築を行うこと。

加えて、職員が自らの立場に置き換えても、その事業内容、手法で実施するのかといった当事者意識を持つなど、既成概念にとらわれない柔軟な思考で予算の立案に取り組むこと。

(3) コスト意識をもった予算編成

前例にとらわれることなく、次の視点を踏まえて取り組むこと。

- ・必要性:行政が担う必然性があるか。市民等との役割分担は適切か。
- ・効率性:無駄が無く、投入される行政資源に見合う成果が見込めるか。
- ・有効性:意図する目的・効果を最大化できる手法が選択されているか。
- ・緊急性:上記観点に加え、更に他事業に先んじて実施するべきものか。

(4) 財政健全化策の継続・推進

予算編成においては、令和5年度に策定した行財政改革実施計画に基づいた財政健全化策に沿って各種の取組をさらに継続、発展させるとともに、全ての事務事業において常に点検を怠らず、より効果的・効率的な取組の推進を図ること。

(5)後年度負担の考慮

施設の建設、新たなシステム構築などいずれにおいても、以後の管理費や 保守委託料など後年度負担が生じることから、それらを十分考慮した上で事業に取り組むこと。

(6) 年間総合予算の徹底

年間総合予算として編成し、年度内に必要な経費は、全て当初予算に盛り込むこと。今年度と同様にゼロシーリングとするが、特に必要不可欠な経費はまずもって確保するものとし、最初から補正ありきの要求は認めない。

(7) 特別会計、公営企業会計等

特別会計についても、基本的に一般会計と同じ方針で作成し、独立採算の原則に基づき、安易に一般会計に依存することなく、業務運営の健全化を図ること。公営企業会計についても、基本原則である経済性を発揮し、収益力の向上と事業の効率化による財務体質の強化を目指し、一般会計の負担軽減を図ること。出資団体についても、適切な指導・管理によって健全経営を促進し、市の財政負担が生じないよう努めること。

(8) 国・県の予算への対応

現行制度での予算編成を基本とするが、国・県の政策変更や予算編成等の動向を的確に把握した上で、適切な対応を図ること。

(9)議会からの指摘等の適切な反映

決算審査をはじめとする市議会からの指摘や提言等を予算編成に適切に反映すること。

2 個別方針

(1) 歳入

自立的な財政運営が求められる中、自主財源の確保が非常に重要となっている。特に、財政力指数(令和5年度)が0.384と、類似団体に比べて財政力が劣ることを踏まえ、市税の適正な賦課と徴収の強化はもとより、分

担金・負担金及び使用料・手数料の適正化のほか、新たな歳入確保策についてあらゆる分野において積極的な検討を行い、財源の確保に取り組むこと。特に未収金対策は、市民間の公平性の確保につながる重要な事項であり、引き続き適切な債権管理に基づく未収金の縮小や、新たな未収金が発生しないよう取り組むこと。

歳入の見積りに当たっては、社会経済情勢の変動や国・県の施策の動向を 見定め、法令等、条例等の規定に十分留意し、必要な財源の確保に向けて積 極的に取り組むことを念頭において見積りを行うこと。

ア 市税

過去の推移、経済情勢を適正に判断しつつ、税制改正等の動向を見極め、課税客体、課税標準の的確な捕捉に基づき調定見込額を見積もるとともに、収納率の向上が使命であることを十分認識の上、計上すること。

イ 国・県支出金

制度の創設や変更等の動向を的確に把握し、可能な限り活用に努めること。ただし、補助事業といえども、事業の実施には一般財源を要することを勘案の上、活用に当たっては、必要性、事業効果等を十分に検討すること。また、廃止や補助率引下げ等となる場合は、年度途中における歳入不足に陥ることがないよう注意するとともに、安易に市費に振り替えることのないよう行政サービスを見直すこと。

ウ 分担金・負担金及び使用料・手数料

受益者負担の原則と住民負担の公平性に配慮し、他団体の状況なども 把握しながら、積極的に見直しを行うとともに、収入未済額の縮小に向 けた取組を強化して収入確保を図ること。

工 財産収入

資産を適正に管理し、積極的かつ効果的に運用して増収を図ること。 特に、所管する資産のうち、行政目的の活用がなされていないものは、 遊休資産として処分の方針が定まるものから順次計画的に処分して財源 確保に努めるとこと。

才 市債

将来の公債費負担適正化に向けて、安易に市債に頼る事業計画を慎むなど、借入額の抑制に取り組むこと。また、事業所管課においても地方債制度の動向に留意し、活用の可否について情報収集に努めるとともに、市債を充てる場合は、地方交付税措置のある地方債を活用することを原則としつつ、その適債性、充当率について政策課に協議すること。

なお、既存事業についても充当率等を確認して見積もることとするが、

前年度に市債充当のなかった継続事業への充当は、要求段階で行わないこと。

カ その他の収入

広告収入や未利用財産の活用、債権運用、ネーミングライツ、ふるさと納税、企業版ふるさと納税、クラウドファンディングなど、新たな財源の確保や拡充に積極的に努めるとともに、零細な収入についてもなおざりにすることなく、細大漏らさず見積もること。

(2) 歳出

歳出については、最少の経費をもって最大の行政効果が得られるよう工夫を凝らし、決して先例や慣例にとらわれることなく、<u>ゼロベースからの積上</u> げによって予算を見積もること。

また、<u>毎年度多額の決算不用額が生じている状況も踏まえ、全ての事業に</u>ついて、真に必要な事業費を見積もること。

ア 義務的経費、準義務的経費

人件費については、現行の行財政改革実施計画において人件費の削減が主要な取組項目とされていることを踏まえ、適正な人数を計上するものとする。また、非正規職員の人件費についても、事務・事業の見直しにより必要最小限度の人員を前提とするとともに、対象経費や必要額を適切に計上すること。

扶助費については、国・県の制度によるものにあっては、その対象範囲内で行うことを原則とし、単独事業を含め、従来の見積方法を見直し、過去の推移や不用額の状況等を精査の上、過大計上を厳に慎むこと。

一部事務組合等負担金及び債務負担行為に基づく元利償還助成金については、必要額を計上することとするが、所管の一部事務組合等に対して、本市の厳しい財政状況や予算編成方針の周知徹底を図り、新たな大規模投資の抑制と経常経費の縮減を強く求めるなど、主体的に今後の負担金抑制に努めること。

イ 政策的経費

政策的な重点事業として特別に要求できる経費であるが、実施方法、経費 負担のあり方について、再度、有効性、効率性等の観点から必要額を精査し た上で要求を行うこと。

ウ 特別需要経費

臨時的又は数年に一度発生する経費、制度変更により新たに生じる事務等 に係る経費として特別に要求することができる経費としているが、再度、内 容を精査し、必要最低限の額で要求を行うこと。 なお、以上2項目に係る事前調査について、査定結果を政策・特別経費一覧表等により別途通知する予定であるが、<u>決定額(想定額)はあくまでも上限額</u>として認めたものであり、<u>決定額(想定額)=予算計上額ではない</u>点に留意すること。

工 投資的経費

投資的経費は、予算の性質分析上、臨時的経費に位置付けられる経費であり、緊急性、必要性及び有効性を特に考慮し、重点化を図りながら計画的な 実施に努めること。継続事業についても積極的に見直し、不要不急な事業は、 ためらうことなく廃止、凍結を行うこと。

事業費の算定に際しては、規模や単価等を適正に積算し、過去の実績も勘案して過大見積りを避け、積算内容が合理的に説明できる要求額とすること。要求上限額は、特別な場合を除き、原則として一般財源ベースで令和4年度当初予算額の範囲内とする。

なお、<u>投資的経費は、全て査定対象とする</u>ので、各施策における事業の優 先順位を明確にしておくとともに、要求書の提出に当たっては、位置図、事 業概要及び改修の場合は老朽状況を示す資料等を添付すること。

才 一般行政経費

必要な事業を効果的、効率的に実施するための予算内容とし、<u>既に目的を</u> 達した事業や効率性、効果の低い事業は、廃止・縮小を含めて見直すこと。

特定財源のみで賄われる事業であっても、オーバーフローが生じる場合は、 必ず義務的経費に充当すること。

使用料・手数料等のうち前年度に義務的経費に充当していた財源を予算要求段階で一般行政経費に充当替えすることは認めない。

力 繰出金等

経営的観点に立った事務事業の効率化と収入確保に努め、業務運営の健全 化を図って、一般会計からの繰入れを極力抑制すること。

繰出金については、公債費、保険給付費等に対する定率負担部分は必要最低額を、これ以外については、投資的経費、一般行政経費相当分とも上記一般会計の要求基準に準じて算定すること。

(3)特記事項

- ア 新規事業は、既存事業の見直しによる財源捻出を原則とする。新規事業の 立案に当たっては、現状における課題、目的、効果、実施方法及び他の施策 との関係等を十分検討の上、整理し、明確にしておくこと。
- イ 国・県の補助事業において、補助が打ち切られるものについては、その必要性を再考した上、原則として廃止・縮小又は同等の財源で実施可能な効果

的代替事業への移行を図ること。

ウ 年度を超える契約を新たにする場合は、「債務負担行為見積書」及び「債務負担行為支出予定額等説明書」を提出すること。なお、後年度負担を生じるものであるため、必ず事前に政策課に協議し、安易な設定は行わないこと。